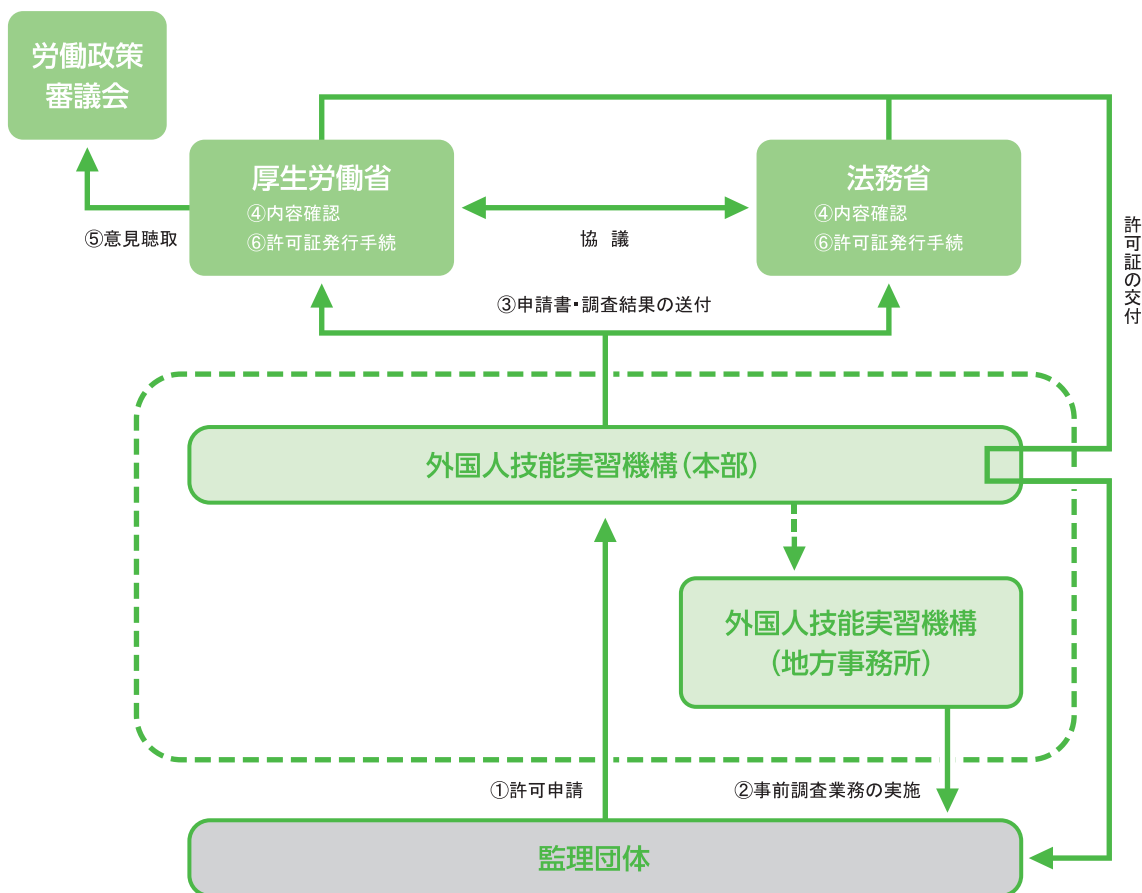


監理団体について

【監理団体の許可申請】 技能実習制度において、監理事業を行おうとする者は、あらかじめ、主務大臣から監理団体の許可を受ける必要があります(法第23条)。この許可申請は、法第25条の許可基準を満たすことを証明する添付資料等を添えて、外国人技能実習機構の本部事務所の審査課へ行きます(法第24条)。



【監理団体の許可基準】 監理団体の許可にあたっては許可基準が設けられており、この許可基準に適合しなければ許可を受けることができません(法第23条、第25条)。

監理団体の主な許可基準

① 営利を目的としない法人であること(※)

商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等

② 監理団体の業務の実施の基準(下記I～IVが代表例)に従って事業を適正に行うに足る能力を有すること(※)

【I】 実習実施者に対する定期監査(頻度は旧制度と同じ3か月に1回以上、監査は以下の方法によることが必要)